

相模原市告示第72号

平成30年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により平成30年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

平成30年2月28日

相模原市長 加山俊夫

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類
相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約
- 2 労働報酬下限額
別表のとおり
- 3 適用日
平成30年4月1日

平成30年度における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,633	18	さく岩工	3,095	35	左官	2,925
2	普通作業員	2,273	19	トンネル特殊工	3,398	36	配管工	2,318
3	軽作業員	1,598	20	トンネル作業員	2,645	37	はつり工	2,723
4	造園工	2,285	21	トンネル世話役	3,555	38	防水工	2,982
5	法面工	2,790	22	橋りょう特殊工	3,240	39	板金工	2,960
6	とび工	2,982	23	橋りょう塗装工	3,387	40	タイル工	2,487
7	石工	3,005	24	橋りょう世話役	3,657	41	サッシ工	2,735
8	ブロック工	2,768	25	土木一般世話役	2,768	42	屋根ふき工	
9	電工	2,510	26	高級船員	3,218	43	内装工	3,050
10	鉄筋工	2,813	27	普通船員	2,543	44	ガラス工	2,700
11	鉄骨工	2,790	28	潜水士	4,377	45	建具工	2,645
12	塗装工	3,072	29	潜水連絡員	2,982	46	ダクト工	2,307
13	溶接工	3,365	30	潜水送気員	2,937	47	保温工	2,420
14	運転手(特殊)	2,667	31	山林砂防工	2,970	48	建築ブロック工	2,565
15	運転手(一般)	2,273	32	軌道工	4,770	49	設備機械工	2,453
16	潜かん工	3,263	33	型わく工	2,813	50	交通誘導警備員A	1,587
17	潜かん世話役	3,860	34	大工	2,780	51	交通誘導警備員B	1,385

公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,000円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者